

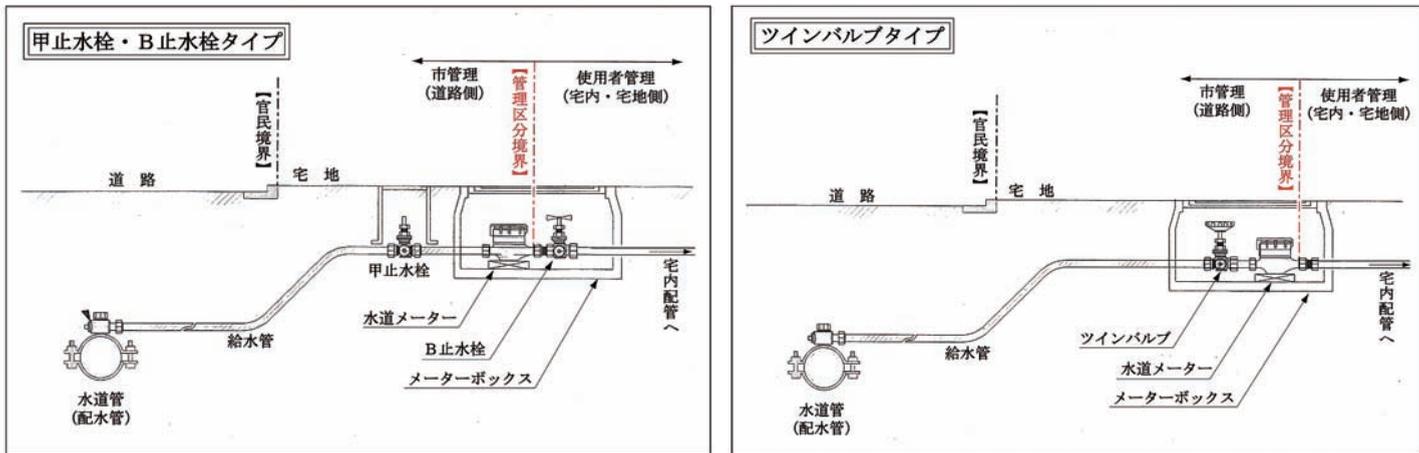
8. 給水装置の管理区分について

道路に埋まっている水道管(配水管)から分岐された給水管から家庭内の蛇口までを給水装置と呼びます。蛇口の取替など軽微なものを除いて給水装置の配管や修理は「関市指定給水装置工事事業者」がおこなうことになっています。

給水装置の維持管理は、水道メーターを境にして道路側は市、宅内側(宅地側)はお客さまがおこないます。宅内側の配管や蛇口などの給水装置の修理などは、お客さまの方で管理していただくものになります。ただし、アパートやマンションなどは維持管理区分が違いますので水道課へお問い合わせください。

給水装置の維持管理について「[関市役所ホームページ](#)」でお知らせしています。

○水道メーター周り基準配管図



水道の管理区分の境界は止水栓のタイプにより異なります。

9. 漏水の疑いがあるときは

2か月に1回水道メーターで水道の使用量を調べます。いつもより使用水量が多く料金が高くなった場合は、水道メーターより宅内側で漏水している可能性があります。宅内側で漏水しているかしていないか調べるには次の順序でおこなってください。

1. 宅内(敷地内)の蛇口をすべてしめる。
2. 水道メーターのパイロットが回転していないか見る。
3. 少しでもパイロットが回転していたら、宅内(敷地内)のどこかで漏水しています。

漏水確認のしかたや使用料の軽減については、「[関市役所ホームページ](#)」でお知らせしています。



○水道・下水道使用料の軽減

宅内の漏水で料金が高くなった場合は、漏水修理後、お客さまからの関市指定の**使用水量認定申請書**(工事をを行った関市指定給水装置工事事業者の証明が必要となります)の提出により、1期分のみに関市指定の水道・下水道使用料を軽減できることがあります。漏水した場所や配管により軽減できないことがあるため、詳細につきましては水道課までお問い合わせください。